

風しん追加的対策 3月実施分請求について

1) 請求期限と請求方法

①請求期限：令和7年4月10日 倉敷市保健所保健課感染症係必着

②請求書類

- ・風しん対策市区町村別実績報告書兼請求書
- ・風しんの抗体検査受診票（国保連請求用クーポン券を貼付したもの）
- ・風しんの第5期の定期接種予診票（国保連請求用クーポン券を貼付したもの）

※「風しん対策市区町村別実績報告書請求書」は倉敷市保健所保健課感染症係のホームページにも掲載しておりますので、必要に応じて御使用ください。

③請求方法：倉敷市保健所保健課感染症係あてに郵送または持参

2) 支払期限

令和7年4月末までに「風しん対策市区町村別実績報告書兼請求書」に記載された口座に振り込みます。

3) 注意事項

- ・この方法で御請求いただけるのは、令和7年3月11日以降請求分（3月実施分）です。
2月実施分につきましては、令和7年3月10日（必着）までに国民健康保険団体連合会に御請求ください。
- ・倉敷市に御請求いただけるのは、倉敷市民への実施分のみです。
倉敷市外の対象者に関する請求方法につきましては、クーポン券発行元の市区町村へお問い合わせください。
- ・倉敷市発行のクーポン券の有効期限は令和7年3月31日までです。それ以降にクーポン券を使用して抗体検査・予防接種を実施された場合、御請求いただけませんので、御注意ください。